

令和8年度第1回都市計画審議会

取手都市計画及び つくばみらい都市計画 下水道の変更について

令和8年6月24日

取手都市計画及びつくばみらい都市計画下水道の変更について(県決定)

◆諮問第2号（茨城県決定案件）

取手都市計画及び つくばみらい都市計画下水道の変更

（都道府県の都市計画の決定）

第十八条 都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。

（都市計画の変更）

第二十一条

2 第十七条から第十八条まで及び前二条の規定は、都市計画の変更(第十七条、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条第二項及び第三項の規定については、政令で定める軽易な変更を除く。)について準用する。この場合において、施行予定者を変更する都市計画の変更については、第十七条第五項中「当該施行予定者」とあるのは、「変更前後の施行予定者」と読み替えるものとする。

取手都市計画及びつくばみらい都市計画下水道の変更に対する市町村意見照会がありました。

本日は、市の回答内容についてご審議いただきます。

守谷市長 松丸 修久 殿

都 計 第 44 - 2 号
令和 8 年 4 月 23 日

茨城県知事 大井川 和彦

取手都市計画及びつくばみらい都市計画下水道の変更について（照会）

標記について、別紙のように変更したいので、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、貴市の意見を求めます。

照会文(県→市)

□ 都市計画の決定権者（公共下水道）

都市計画は、原則として、市町村が決定
ただし、市町村の区域を超える影響を持つ広域的・根幹的な都市計画の決定主体は県

- 排水区域が2以上の市町村の区域
- その他

▶ 茨城県

▶ 市町村



なぜ守谷市に意見照会があるのか

【関係市町村となる理由】

排水区域の一部が守谷市に存するため、
都市計画法第18条に基づき、関係市町村として
守谷市に意見照会が行われています。
(守谷市の排水区域：約6ha)

【決定権者】

つくばみらい市公共下水道は、
茨城県が決定する計画です。

(参考)

守谷市公共下水道は市が決定する計画

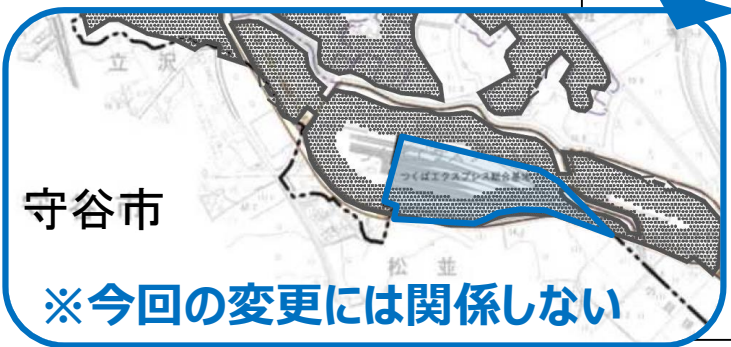
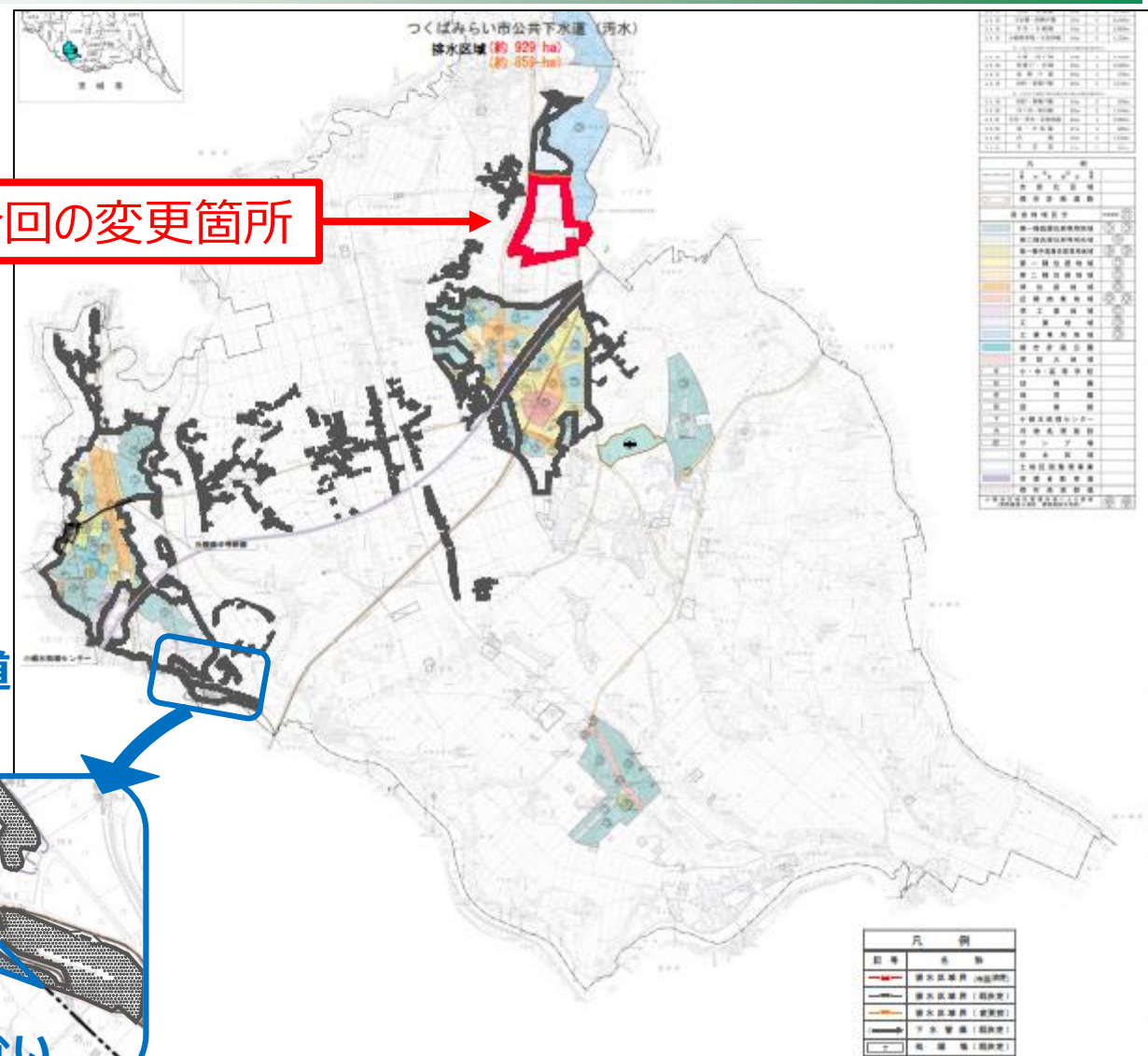
つくばみらい公共下水道

今回の変更箇所

つくばみらい市の公共下水道
に含まれる守谷市の部分

守谷市

※今回の変更には関係しない

❑ 取手都市計画及びつくばみらい都市計画下水道の変更

【変更理由】

都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与すると共に、利根川水系をはじめとする公共水域の水質の保全および住民の生活環境の改善に資するため、本案のとおり都市計画を変更するものである。

【変更前】

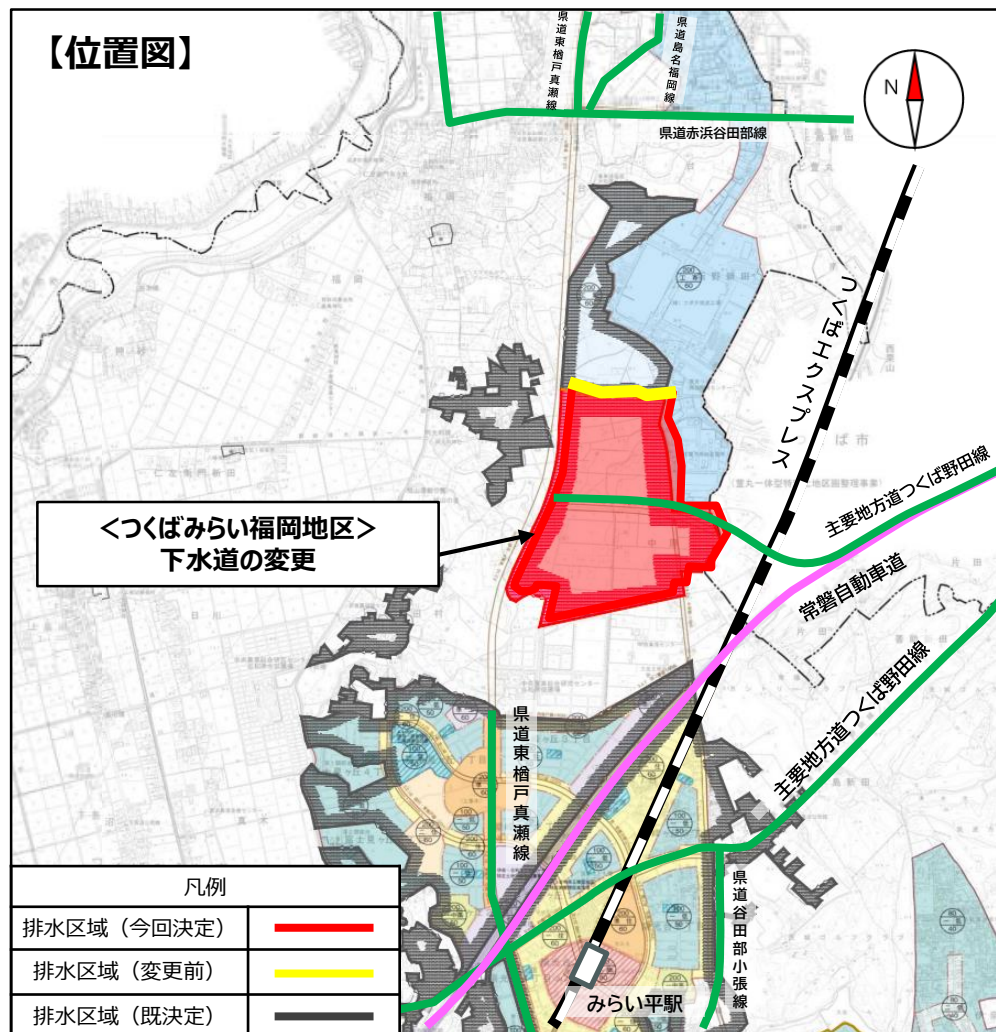
雨水：約843ha
 (守谷市6ha,つくばみらい市853ha)
 汚水：約859ha
 (守谷市6ha,つくばみらい市837ha)

【変更後】 (約70.7haの増加)

雨水：約913ha
 (守谷市6ha,つくばみらい市907ha)
 汚水：約929ha
 (守谷市6ha,つくばみらい市923ha)

▶ 守谷市側は変更なし

【位置図】



これまでの経緯

つくばみらい市福岡地区では、工業系土地利用に向けた整備が進められ、
令和6年3月に造成工事が竣工しました。

令和3年3月	茨城県施行による工業団地整備 事業化決定
令和3年5月	地権者説明会
令和3年6月	用地買収
令和3年10月	地区計画策定
令和4年4月	造成工事着工
令和5年8月	立地企業内定（事業用地完売）
令和6年3月	造成工事竣工

▶ **造成工事が竣工したため、都市計画変更手続きが開始されました。**

（参考：同時都決案件として、区域区分の変更、用途地域の変更、地区計画の変更が予定されています。）

今後のスケジュール

つくばみらい市では、令和8年9月の都市計画決定を目指し、
令和7年度から都市計画変更の手続きを進めています。

令和7年10月中旬	住民説明会
令和8年1月上旬～中旬	原案の縦覧
令和8年1月下旬	公聴会 (公述申出がなく、未開催)
令和8年5月上旬～中旬	案の縦覧(2W) (縦覧者0名、意見書0件)
令和8年6月24日(本日)	意見照会に対する諮問・答申 (→県へ市の回答を送付)
令和8年9月	都市計画決定(予定)

今回の都市計画変更に係る守谷市との関係

項目	内容
変更箇所	つくばみらい市内（約70.7ha）
守谷市内の排水区域	変更なし（約6haのまま）
守谷市の下水道計画等への影響	なし
その他	守谷市側に新たな設備や負担は生じません

▶ 今回の変更区域はつくばみらい市内であるため、守谷市への影響はありません